

統計

〔凡例〕 地区は次による。(R7.12.31現在)

広島	広島市・大竹市・廿日市市・安芸郡	東広島	竹原市・東広島市・豊田郡
呉	呉市・江田島市	尾三	三原市・尾道市・世羅郡
		福山	福山市・府中市・神石郡
芸北	安芸高田市・山県郡	備北	三次市・庄原市

(不当労働行為の審査等)

第1表 令和7年における取扱事件等総括表

区分	前年からの繰越し	新規係属 (R7年末累計)	終結 (R7年末累計)	翌年へ繰越し
不当労働行為の審査 (労組法7条、27条)	3	4 (627)	1 (621)	6
労働組合の資格審査 (労組法5条、11条)	3	7 (3428)	3 (3421)	7
地方公営企業等における 非組合員の範囲認定及び告示 (地公労法5条2項)	0	1 (52)	1 (52)	0
公益事業に関する争議行為の 予告義務違反の審査 (労調法42条)	0	0 (5)	0 (5)	0

第2表 地区別新規係属件数

年次	総数	広島	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	その他
R3	5	3			1				1
R4	2	2							
R5	2	2							
R6	4	3					1		
R7	4	3				1			

注：区分は、不当労働行為が行われたとされる地による。

第3表 産業別新規係属件数

産業別	R3	R4	R5	R6	R7
全産業	5	2	2	4	4
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業	1				1
総合工事業	1				
職別工事業(設備工事業を除く)					1
製造業			1		
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業	1	1		1	
道路旅客運送業		1		1	
郵便業(信書郵事業を含む)	1				
卸売業、小売業			1		
各種商品卸売業					
その他の小売業			1		
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
不動産取引業					
物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業					
生活関連サービス業、娯楽業					1
娯楽業					1
教育、学習支援業				2	
医療、福祉	2	1		1	2
医療業					
社会保険・社会福祉・介護事業	2	1		1	2
複合サービス事業					
協同組合(他に分類されないもの)					
サービス業(他に分類されないもの)					
職業紹介・労働者派遣業					
その他の事業・サービス業					
公務(他に分類されるものを除く)	1				
地方公務	1				
分類不能の産業					

注：業種分類は「都道府県労働委員会状況報告要領(中央労働委員会)」の別表による。

第4表 事業所規模(従業員数)別新規係属件数

年次	総数	～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人～	不明
R3	5	3			1			1	
R4	2		1		1				
R5	2	1	1						
R6	4	1			1			2	
R7	4				2				2

第5表 系統別新規係属組合数

年次	総数	連合広島	広島県労連	その他
R3	5	1	1	3
R4	2		1	1
R5	2			2
R6	4			4
R7	4			4

注：個人申立てを除く。

第6表 組織形態別新規係属組合数

年次	総数	企業別組合	合同労組			全国組織の支部 分会	連合体
			一般	職能別	業種別		
R3	5	1	3			1(1)	
R4	2		1			1	
R5	2		2				
R6	4	2	2				
R7	4	1	3				

注：1 個人申立てを除く。

2 () は同一事業所に併存組合があるもの。

第7表 申立人別新規係属件数

年次	総数	組合	組合連名	個人	組合個人連名
R3	5	5			
R4	2	2			
R5	2	2			
R6	4	4			
R7	4	3	1		

第8表 労組法第7条各号該当別新規係属件数

年次	件数	1号	2号	3号	4号
R3	5	3	2	4	
R4	2	2	1	1	
R5	2	1	2		
R6	4	1	4	3	
R7	4		4	2	

注：1 複数の該当号の申立てがあるため、各号の合計と件数は一致しない。

2 申立年次の該当号には、申立年次後の年次における異なる号の追加申立てを含む。

第9表 事件の処理及び終結の状況

年次	処理件数			終結件数						終結率 (B/A)	
	総数A	前年繰越	新規	計B	命令		却下	和解			取下げ
					救済	棄却		関与	無関与		
R3	6	1	5	2	1					1	33.3%
R4	6	4	2	4	3	1					66.7%
R5	4	2	2	3	1		1	1			75.0%
R6	5	1	4	2				1		1	40.0%
R7	7	3	4	1	1						14.3%

第10表 終結事件の平均処理日数

年次	総数		命令		和解・取下げ	
	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数	件数	平均処理日数
年平均 (R3～R7) ※件数は合計値	12	346.1	8	395.9	4	246.5
R3	2	314.0	1	450.0	1	178.0
R4	4	444.0	4	444.0		
R5	3	295.3	2	289.5	1	307.0
R6	2	250.5			2	250.5
R7	1	362.0	1	362.0		

第11表 命令事件の審査段階別処理日数

年次	申立て	調査	審問			合議	命令書交付	計
	申立ての日から調査の前日まで	第1回調査から最終調査日まで	最終調査日の翌日から審問の前日まで	第1回審問から結審の日まで	結審の翌日から合議の前日まで	第1回合議から最終合議の日まで	最終合議の翌日から命令書交付の日まで	
年平均 (R3～R7)	24.8	180.0	29.6	58.4	30.5	42.0	30.8	396.1
R3	15.0	189.0	86.0	42.0	36.0	43.0	39.0	450.0
R4	27.0	197.3	53.5	69.0	34.0	34.3	29.0	444.1
R5	27.5	143.0	△31.5	60.0	15.0	53.0	22.5	321.0
R6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
R7	20.0	176.0	0.0	29.0	42.0	50.0	46.0	362.0

注：審問後に調査が行われた場合、当該審問から次回調査までの期間は、審問期間に含めることとする。

第12表 命令事件の審査状況

年次	調査		審問			
	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの回数	期日の間隔	1件当たりの証人数	1回当たりの証人数
年平均 (R3～R7)	5.1	43.6	1.8	77.8	2.1	1.2
R3	7.0	31.5	2.0	42.0	3.0	1.5
R4	5.3	46.4	2.0	69.0	2.5	1.3
R5	4.0	47.7	1.0	120.0	1.0	1.0
R6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
R7	5.0	44.0	2.0	29.0	2.0	1.0

第13表 命令・決定数に対する不服状況推移

年次	命令・決定数	確定数	不服数		不服率	労働者提起			使用者提起		
			再審査	行政訴訟		再審査	行政訴訟	不服率	再審査	行政訴訟	不服率
R3	1	1	0	0	0%			0%			0%
R4	4	2	0	2	50%			0%		2	50%
R5	2	1	1	0	50%	1		50%			0%
R6	0	0	0	0	0%			0%			0%
R7	1	1	0	0	0%			0%			0%
合計	8	5	1	2	38%	1	0	13%	0	2	25%

注：再審査事件の件数は、当委員会における申立てベースの件数であり、中央労働委員会での受付件数とは異なる。

第14表 成立時期別和解件数

年次	総数	第1回調査期日前	調査手続中	審問手続中	結審後
R3	0				
R4	0				
R5	1		1		
R6	1		1		
R7	0				

注：調査手続中の和解には、和解作業のため審問から調査に切り替えたものを含む。

第15表 代理人の許可件数

年次	申立件数	総数	双方に許可した事件			一方のみに許可した事件				
			双方に弁護士がついた事件	一方に弁護士がついた事件		その他	弁護士がついた事件		その他	
				申立人側	被申立人側		申立人側	被申立人側	申立人側	被申立人側
R3	5	4	1					3		
R4	2	2			2					
R5	2	1			1					
R6	4	2	1					1		
R7	4	1							1	

注：申立年次の許可件数には、申立年次後の年次における許可件数を含む。

第16表 補佐人の許可件数及び補佐人数

年次	申立件数	総数		当事者双方		申立人側のみ		被申立人側のみ	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
R3	5	9	28	8	27	1	1		
R4	2	3	6	2	3			1	3
R5	2	2	2	2	2				
R6	4	5	25	4	22	1	3		
R7	4	2	2			2	2		

注：申立年次の許可件数及び人数には、申立年次後の年次における許可件数及び人数を含む。

第17表 公益委員の除斥・忌避件数

年次	申立件数	除斥	忌避	終結状況	
				取下・打切	決定
R7	1	0	1	0	1

※制度が創設された平成17年から令和6年までの取扱事例なし。

第18表 証人等出頭命令取扱件数

※令和元年から令和7年までの取扱事例なし。

第19表 物件提出命令取扱件数

※平成20年から令和7年までの取扱事例なし。

第20表 和解認定件数

年次	申立件数	和解認定			不認定
			うち和解調書作成	うち執行文付与	
R6	1	1	1	0	0
R7	0	0	0	0	0

※制度が創設された平成17年から令和5年までの取扱事例なし。

第21表 審査の実効確保の措置の申立て取扱状況

※平成25年から令和7年までの取扱事例なし。

第22表 不当労働行為事件取扱件数

年次	係属			終結							
	総数	前年 繰越し	新規	総数	命令			却下	和解		取下げ
					全部救済	一部救済	棄却		関与	無関与	
S21	2		2	2					2		
S22	6	0	6	6	1				3	1	1
S23	8	0	8	4	1						3
S24	13	4	9	13			4		8		1
小計	29	4	25	25	2	0	4	0	13	1	5
割合%	100.0%	13.8%	86.2%	100.0%	8.0%	0.0%	16.0%	0.0%	52.0%	4.0%	20.0%
S24	13	0	13	6			2		3		1
S25	22	7	15	16	1	1	3		9	1	1
S26	14	6	8	13			4		5	3	1
S27	9	1	8	9					7		2
S28	11	0	11	10		2			5	2	1
S29	10	1	9	6					5	1	
S30	17	4	13	14			1	1	10	1	1
小計	96	19	77	74	1	3	10	1	44	8	7
割合%	100.0%	19.8%	80.2%	100.0%	1.4%	4.1%	13.5%	1.4%	59.5%	10.8%	9.5%
S31	6	3	3	6					6		
S32	11	0	11	9					4	4	1
S33	17	2	15	13					7	2	4
S34	12	4	8	8		1			5	1	1
S35	17	4	13	12		1	1		7	1	2
S36	17	5	12	13		3			8	2	
S37	26	4	22	20		1	2		10	6	1
S38	12	6	6	8		1	1		3	2	1
S39	23	4	19	15			3		8	4	
S40	20	8	12	7			1		1	3	2
小計	161	40	121	111	0	7	8	0	59	25	12
割合%	100.0%	24.8%	75.2%	100.0%	0.0%	6.3%	7.2%	0.0%	53.2%	22.5%	10.8%
S41	19	13	6	10		1	3		3	3	
S42	33	9	24	14					4	6	4
S43	40	19	21	25	1	1			11	8	4
S44	35	15	20	15					6	4	5
S45	36	20	16	20	1	1	2		7	4	5
S46	29	16	13	18		4			10	2	2
S47	22	11	11	11					10	1	
S48	18	11	7	15		4			7	1	3
S49	15	3	12	12		1			8	3	
S50	19	3	16	11	1	1			3	4	2
小計	266	120	146	151	3	13	5	0	69	36	25
割合%	100.0%	45.1%	54.9%	100.0%	2.0%	8.6%	3.3%	0.0%	45.7%	23.8%	16.6%
S51	25	8	17	13					12	1	
S52	17	12	5	9		2			5		2
S53	21	8	13	8			1		5	2	
S54	26	13	13	10					5	4	1
S55	30	16	14	17	2	6	5		4		
S56	21	13	8	15	1	3			9	1	1
S57	14	6	8	8		5			3		
S58	15	6	9	7		1			6		
S59	12	8	4	9		2	2		5		
S60	6	3	3	5		1			3		1
小計	187	93	94	101	3	20	8	0	57	8	5
割合%	100.0%	49.7%	50.3%	100.0%	3.0%	19.8%	7.9%	0.0%	56.4%	7.9%	5.0%

年次	係属			終結							
	総数	前年 繰越し	新規	総数	命令			却下	和解		取下げ
					全部救済	一部救済	棄却		関与	無関与	
S61	4	1	3	0							
S62	11	4	7	2					2		
S63	17	9	8	3		2				1	
H元	18	14	4	3		2			1		
H2	15	15		12		4			8		
H3	4	3	1	2	1	1					
H4	5	2	3	3					3		
H5	7	2	5	3		1			1	1	
H6	11	4	7	1		1					
H7	14	10	4	7			1		5	1	
小計	106	64	42	36	1	11	1	0	20	3	0
割合%	100.0%	60.4%	39.6%	100.0%	2.8%	30.6%	2.8%	0.0%	55.6%	8.3%	0.0%
H8	14	7	7	7	1	1	1		4		
H9	11	7	4	4					4		
H10	10	7	3	5		2			2	1	
H11	10	5	5	6	2	1			1	2	
H12	12	4	8	7					3	4	
H13	21	5	16	12		1			4	4	3
H14	16	9	7	8			2		2	4	
H15	17	8	9	11			1		4	2	4
H16	12	6	6	7		1			4	1	1
H17	7	5	2	5	2				1	2	
小計	130	63	67	72	5	6	4	0	29	20	8
割合%	100.0%	48.5%	51.5%	100.0%	6.9%	8.3%	5.6%	0.0%	40.3%	27.8%	11.1%
H18	9	2	7	5		1			2	2	
H19	7	4	3	5					3		2
H20	4	2	2	1							1
H21	12	3	9	3		1			2		
H22	12	9	3	6		1			4		1
H23	9	6	3	5		4			1		
H24	6	4	2	5		2	1		2		
H25	5	1	4	4		1			2		1
H26	7	1	6	3			1				2
H27	13	4	9	5		3					2
小計	84	36	48	42	0	13	2	0	16	2	9
割合%	100.0%	42.9%	57.1%	100.0%	0.0%	31.0%	4.8%	0.0%	38.1%	4.8%	21.4%
H28	12	8	4	8	1	3				2	2
H29	7	4	3	5		2	1			1	1
H30	6	2	4	3			1		1		1
R元	6	3	3	3		1					2
R2	4	3	1	3	1		1				1
R3	6	1	5	2		1					1
R4	6	4	2	4		3	1				
R5	4	2	2	3		1		1	1		
R6	5	1	4						1		1
R7	7	3	4	1	1						
小計	63	31	32	32	3	11	4	1	3	3	9
割合%	100.0%	49.2%	50.8%	100.0%	9.4%	34.4%	12.5%	3.1%	9.4%	9.4%	28.1%
総計	1,122	470	652	644	18	84	46	2	310	106	80
割合%	100.0%	41.9%	58.1%	100.0%	2.8%	13.0%	7.1%	0.3%	48.1%	16.5%	12.4%

注：1 第1段（S21年～S24年）は、旧労組法第11条又は旧労調法第40条違反事件を示し、その他は労組法第7条違反事件を示す。

2 S22年、S23年の全部救済命令各1件は、公訴請求である。

3 S24年～S30年において、非公式和解は関与和解、自主和解は無関与和解として、それぞれ取り扱った。